

● 「司法書士の日」について

明治5年（1872年）8月3日、太政官無号達により「司法職務定制」が定められました。「司法職務定制」は、わが国最初の裁判所構成法というべきもので、これによって法制度を支える3つの基本的な職能として、「証書人」・「代書人」・「代言人」が定められました。証書人は現在の公証人、代書人は現在の司法書士、代言人は現在の弁護士にあたります。

全国の司法書士会の連合組織である日本司法書士会連合会では、司法書士の前身である代書人が誕生した8月3日を、「司法書士の日」と定めています。

● 「高校生の一日司法書士」について

「司法書士の日」の記念事業として、長野県司法書士会では、平成25年8月5日（月曜日）に、「高校生の一日司法書士」を実施します。

これは、将来の社会を担う高校生に、キャリア教育の一環として、司法書士の使命や職務の内容を知って職業選択の機会としてもらうとともに、司法書士が深く関わってきた登記、裁判等の制度や、司法書士の社会的活動を理解し、今後の社会生活に役立ててもらいたいとの考えから、長野県教育委員会の後援のもと、昨年度から実施しているものです。

本年度も、司法書士会館での司法書士制度や身近な法律に関する講義につき、司法書士事務所訪問のほか、長野地方法務局、長野地方裁判所のご協力のもと、法務局や裁判所の見学、法廷傍聴などを行います。